

成田市告示第53号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成17年7月1日から効力を生ずる。

平成17年6月24日

成田市長 小林 攻

変更調書

新		旧		地番	
大字	字	大字	字		
東三里塚	岩之台	岩山	井森戸	118の1	119の3
				119の7	120の2
				120の4	120の5
				126の4	133の4

備考 上記の土地の表示は、平成17年3月7日現在の登記事項証明書によるものである。